

# 豊中市立第四中学校 PTA 会則・内規

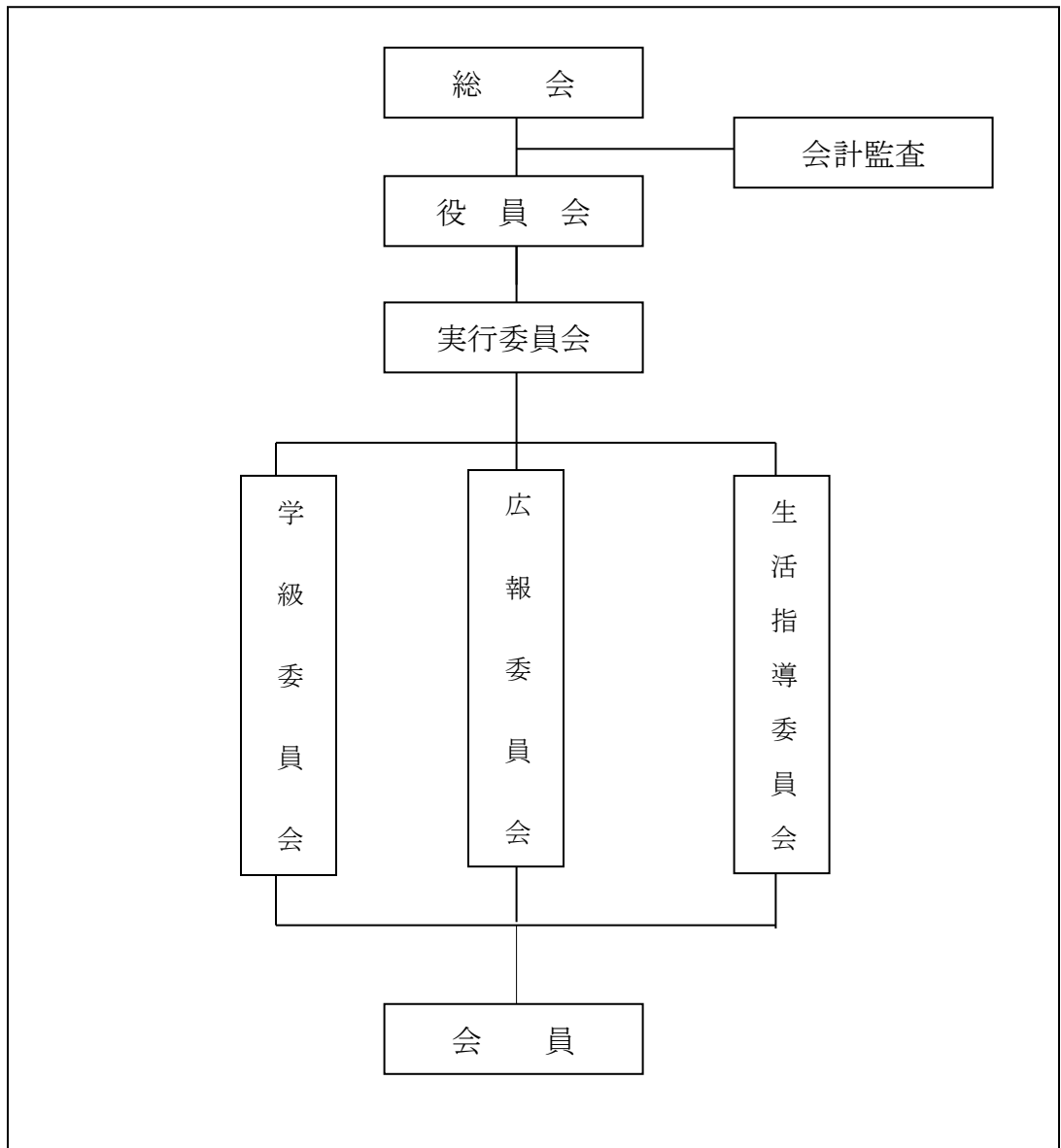


組織図	P.1
会則	P.2~8
会計規定	P.9
慶弔規定	P.10
選考委員会内規	P.11~12
個人情報取扱規定	P.13

豊中市立第四中学校 PTA

# 豊中市立第四中学校

## P T A 組織



# 豊中市立第四中学校 PTA 会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、豊中市立第四中学校 P T A と称する。  
(以下本会という)

## 第2章 目的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

1. 本会は、父母又はこれに代わる保護者と教職員の緊密な連絡・協力によって生徒の福祉を増進する。
2. 教育環境の充実につとめる。
3. 民主的な教育の推進につとめ、会員の社会人としての教養の向上をはかる。

## 第3章 方針

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

1. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
2. 本会は、教育並びに福祉のために活動する他の団体と協力する。
3. 本会は、宗教及び政治活動には関与しない。
4. 本会は、営利を目的とする事業は行わない。
5. 本会は、学校の管理や教職員の人事については干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会は、次のものを会員とする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者（父母、又はこれに代わる者）。保護者はそれぞれ一会員とする。
2. 本校に勤務する教職員。

第5条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会計

第6条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁する。

- 第7条 会費は、一家庭及び教職員会員1人つき月額250円とする。  
但し、年間を通じて12か月分を徴収する。
- 第8条 本会の会計は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第8条の2 会計簿は、会員が申請すればいつでも閲覧することができる。
- 第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第10条 会費の減免、慶弔等、会計監査基準などを定めた「会計規定」「慶弔規定」を別に定める。

## 第6章 役員及び会計監査とその選出

- 第11条 本会には、次の役員及び会計監査をおく。
1. 役員
- |     |      |               |       |
|-----|------|---------------|-------|
| 会長  | 1名   | 保護者           |       |
| 副会長 | 2名   | 保護者           |       |
| 書記  | 2名以上 | 保護者1名以上(1~2名) | 教職員1名 |
| 会計  | 2名以上 | 保護者1名以上(1~2名) | 教職員1名 |
2. 会計監査
- |  |    |     |  |
|--|----|-----|--|
|  | 3名 | 保護者 |  |
|--|----|-----|--|
- 第12条 役員及び会計監査の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。
- 第13条 役員及び会計監査の選出は次の方法で行う。
- 役員及び会計監査の候補者を定めるため、毎年10月までに選考委員会を設ける。
  - 選考委員会は、次の18名で構成する。
    - 全会員の中から会員無記名投票により、小学校区毎に1学年2名、2学年3名の選考委員を選ぶ。但し、実行委員会の正副委員長は任期終了から次年度以降5年間を免除する。また、任期中の委員、正副委員長、過去の選考委員経験者及び役員経験者は除く。本校に転入後1年未満のものは辞退することができる。
    - 教職員より2名  
教職員の互選による。
    - 実行委員より1名  
実行委員の中から1名互選する。但し会長は除く。
  - 選考委員は選考委員会を設立し、速やかに互選により委員長を選出し、選考委員名

を全会員に通知する。

4. 役員及び会計監査に立候補するものは、選考委員会発足後 10 日以内に選考委員会に届け出なければならない。
5. 選考委員会は、役員及び会計監査の候補者を定数または定数以上選考し、本人の同意を得て、役員及び会計監査選出の 5 日前までに候補者氏名を全会員に通知する。
6. 役員及び会計監査の選出は、総会においてこれを行う。なお、選出の承認は第 20 条 1- (2) 項による。
7. 役員及び会計監査の候補者が定数を超え、選出を行う必要があるときは、無記名投票または、その他の方法により総会で選出する。
8. 役員及び会計監査に欠員を生じ充足の必要があるときは、実行委員会で決定する。

第 14 条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

#### 1. 役員の任務

##### (1) 会長

(イ) 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会等を招集する。

(ロ) 委員会を構成して、会務を統括する。

(ハ) 正副委員長及び、委員を委嘱する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは任務を代理する。

(3) 書記は、総会・実行委員会の議事及び本会の活動に関する必要事項を記録し、庶務を担当する。

(4) 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、総会において会計監査を経て決算報告をする。

#### 2. 会計監査の任務

随時、会務並びに会計が行う経理状況を監査し、総会に決算の監査結果を報告する。

## 第 7 章 委員会

第 15 条 本会に次の委員会をおき、それぞれに正副委員長・委員及び担当の教職員 1 名をおく。

1. 学級委員会 各学年に委員長 1 名、副委員長 1 名  
3 年生学級委員会は、各学級より委員 2 名  
2 年生学級委員会は、正副委員長を除き、委員 3 名
2. 生活指導委員会 委員長 1 名、小学校区毎に副委員長 1 名

各地区に地区代表1名・地区委員若干名

3. 広報委員会 委員長1名、副委員長1名

小学校毎に委員2名

第15条の2 本条における正副委員長及び、委員に欠員を生じ、充足の必要があるときには、実行委員会で決定する。

第16条 各委員会の事業目的は、次のとおりとする。

1. 学級委員会 学級経営に協力し、保護者と担任の連携を円滑にし、学級・学年相互の連絡調整につとめ、会員相互の親睦をはかる。
2. 生活指導委員会 校外における生徒の健全な育成の推進と、その環境づくりにつとめる。
3. 広報委員会 広報活動を通じて会員の意思疎通をはかり、PTA活動の活性化につとめる。

第17条 会長は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

## 第8章 正副委員長、委員とその選出

第18条 正副委員長と委員の選出は次のとおりとする。

1. 正副委員長及び委員に立候補するものは、選考委員会発足後10日以内に選考委員会に届け出なければならない。
2. 選考委員会は、正副委員長及び委員（全学年の学級委員を除く）を定数選出する。役員の合議により会長が、選出された者にこれを委嘱する。
3. 学級委員は、各学級会員の互選により選出された者に会長がこれを委嘱する。学級委員は正副学級委員長を兼ねることができる。
4. 各正副委員長は、任期終了から次年度以降5年間は、正副委員長、委員を辞退することができる。
5. 本校に転入後1年未満の者は、正副委員長、委員を辞退することができる。
6. 役員は、任期終了から次年度以降永年に渡り、正副委員長、委員を免除される。

第19条 正副委員長及び委員の任務

1. 委員長の任務

随時、当該委員会を招集し、当該委員会事項に関する企画を練り、その結果を実行委員会の審議に付し各委員会の目的達成につとめる。

2. 副委員長の任務

副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその任務を代理する。

### 3. 委員の任務

委員は、事業計画に基づきその活動を遂行する。

## 第9章 集会

第20条 集会及び、その招集は次のとおりとする。

### 1. 総会

(1)総会は、全会員をもって構成される本会の最高決議機関である。

(2)総会は、会長が招集し定足数は全会員の5分の1（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数とする。

(3)総会は、年2回以上開催し、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要求があった場合、会長は総会を招集する。

[4月総会] 前年度事業及び、決算報告の承認  
事業計画・年度予算案の承認  
その他重要事項の審議

[3月総会] 役員及び、会計監査の選出  
その他重要事項の審議

(4)天災、社会状況に抛り、定期総会開催が困難である場合に限り、書面により議決権を行使出来るものとする。この場合も定足数は全会員の10分の1とし、議決は提出者（委任含む）の過半数とする。ただし改定を伴う場合や、臨時総会については、対面を原則とし、事前に全校アンケート等で意見を聞き、その結果を開示する等、双方向性を確保した上で、実施、決議を諮るものとする。

### 2. 役員会

(1)役員会は、役員・校長及び教頭をもって構成する。

(2)役員会は、必要に応じて会長が招集し本会の活動を推進する。

### 3. 実行委員会

(1)実行委員会は、役員、学級・施設・広報の各委員長及び副委員長、生活指導委員長と各校区副委員長、学校長、教頭、担当教職員をもって構成する。

(2)実行委員会は、本会の事業計画・予算編成・運営等につき総合的に審議をする。

(3)実行委員会は、会長が招集し、定足数は3分の2とする。議決は出席者の全会一致の合意とする。

#### 4. 各委員会

実行委員会委員長、副委員長及び委員で構成され、事業計画、予算の確認を行い、同委員会活動が円滑に推進されるようつとめる。

第 21 条 学校長及び役員は、本会のすべての集会に出席して所管事項につき意見を述べることができる。

#### 第 10 章 附則

第 22 条 この会則に疑義を生じたときは、実行委員会にはかり一般社会通念により補う。

第 23 条 この会則は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することが出来る。

但し、改正案は総会の 5 日前までに全会員に通知しなければならない。

第 24 条 この会則を補うため、別に実行委員会の議を経て内規を定めることができる。

第 25 条 昭和 52(1977)年 04 月 01 日 発効  
昭和 59(1984)年 03 月 06 日 一部改定  
平成 06(1994)年 03 月 05 日 改定  
平成 14(2002)年 10 月 16 日 一部改定  
平成 15(2003)年 03 月 04 日 一部改定  
平成 18(2006)年 03 月 01 日 一部改定  
平成 22(2010)年 02 月 25 日 一部改定  
平成 23(2011)年 04 月 28 日 一部改定  
平成 24(2012)年 02 月 28 日 一部改定  
平成 25(2013)年 02 月 28 日 一部改定  
平成 26(2014)年 03 月 17 日 一部改定  
平成 27(2015)年 03 月 16 日 一部改定  
平成 28(2016)年 05 月 07 日 一部改定  
令和 01(2019)年 05 月 10 日 一部改定  
令和 02(2020)年 03 月 25 日 一部改定  
令和 03(2021)年 08 月 31 日 一部改定  
令和 04(2022)年 10 月 01 日 一部改定  
令和 05(2023)年 10 月 01 日 一部改定



# 会 計 規 定

第1項 本会の会員は、会費を納めなければならないが、申し出により次の場合は会費を減免することができる。

- ①生活上の事情がある場合
- ②風水震火災、その他の非常災害を受けたとき。

第2項 予算の執行については次の帳簿を備えなければならない。

- ・預金通帳
- ・現金出納帳
- ・物品購入何書

第3項 当初の予算を変更する必要があるときは、実行委員会で審議する。

第4項 会計監査は会則に定める監査の他、次の場合には、監査をしなければならない。

- ① 会長又は実行委員会の要求があるとき。
- ② 会員の一定数（20分の1）以上の要求があるとき。

第5項 附則

- ① この規定はPTA会則の内規とする。
- ② この規定は実行委員会において、出席者の全会一致の合意により改正することができる。
- ③平成06(1994)年03月05日 実施  
令和04(2022)年10月01日一部改定

# 慶 弔 規 定

本校 PTA 会員、生徒に関する慶弔・慰労はこの規定による。

但し、罹災等本規定外で特別に考慮を要する場合は、役員会で協議の上決定する。

## 第 1 項 保護者に関する事項

本人死亡 供花及び香典 (5,000 円)

## 第 2 項 生徒に関する事項

本人死亡 供花及び香典 (5,000 円)

## 第 3 項 教職員に関する事項

本人結婚 お祝い (5,000 円)

本人死亡 供花及び香典 (5,000 円)

家族死亡 (配偶者・子・実父母及び同居の養父母)

供花及び香典 (5,000 円)

本人の障害・傷病 (2 週間以上休業する場合)

お見舞い (3,000 円)

本人の転退職

粗品

## 第 4 項 本校に特別功労のあった場合は、役員会で協議の上決定する。

## 第 5 項 附則

①本規定は PTA 会則の内規とする。

②本規定は実行委員会において、出席者の全会一致の合意により改正することができる。

③昭和 57(1982)年 04 月 01 日 発効

平成 06(1994)年 03 月 05 日一部改定

平成 19(2007)年 02 月 15 日一部改定

令和 03(2021)年 06 月 24 日一部改定

令和 04(2022)年 10 月 01 日一部改定

# 選考委員会内規

2021年（令和3年）7月12日 制定

- 第1項 小学校区毎の地区代表（各1名）は委員の互選とする。そのうち1名は選考委員長を兼ねる。
- 第2項 選考委員会は実行委員会には属さない。ただし、次年度役員、正副委員長、委員選出に関して、報告や推薦依頼などが必要な時は実行委員会議に出席することができる。
- 第3項 委員会発足後、選考委員名を全会員に通知することを会長に委嘱する。
- 第4項 委員会発足後、同年度終了日（3月31日）までを任期とする。選考委員長は必要に応じて委員を召集し会議を開催する。
- 第5項 候補者、推薦者へは、同年度内のPTA登録用紙の情報を元に選考委員が連絡を行う。取得した個人情報を選考以外の目的に使用せず、選考活動終了時に速やかに破棄する。
- 第6項 立候補者受付と同時に選考委員より推薦活動を開始する。役員、会計監査、正副委員長、各委員候補を同時進行で選出する。
- 第7項 役員、正副委員長、会計監査候補者の選出は、各小学校区から可能な限り同じ割合で選出する。候補者が定数を越える場合、選考委員会内で協議し各校区からの候補者人数が均等となるよう調整のうえ候補者を決定する。全会員に通知する期限までに候補者が定数に不足する場合、選考委員長は実行委員会に候補者推薦の協力を要請することができる。
- 第8項 学級委員は選出を行わず、4月の新年度開始後、各クラス及び学年全体で委員選出を行う。
- 第9項 生活指導地区委員選出は中豊島地区4名、豊島地区2名、緑地地区2名とし、地区ごとの詳細区分での選出はしないものとする。

## 1. 附則

- ① この規定はPTA会則の内規とする。
- ② この規定は実行委員会において、出席者の全会一致の合意により改正することができる。
- ③ 令和03(2021)年07月12日 制定

令和04(2022)年10月01日 一部改定

令和 05(2023)年 10 月 01 日 一部改定

# 豊中市立第四中学校 P T A 個人情報取扱規定

2018年（平成30年）4月1日 制定

第1条 豊中市立第四中学校 P T A（以下、「本会」という。）は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第2条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) P T A行事、活動全般

第3条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第4条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第5条 個人情報を第三者（第4条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第6条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第7条 本会の「豊中市立第四中学校 P T A個人情報取扱規定」は、役員会において改正する。

附則

本規定は、2018年（平成30年）4月1日より施行する。